岐阜市公告第 256号

一般競争入札の実施について

下記市有財産の売払いを一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年11月2日

岐阜市長　　柴　橋　正　直

記

1　売払物件

物件番号	所在地番	地積（㎡） 延床面積（㎡）	地目 構造	予定価格（千円）
1	岐阜市菅原町二丁目18番2、4 （土地・建物）	318.35 605.89	宅地 鉄骨造鋼板葺4階建	65,583.2
2	岐阜市東材木町44番1	78.44	宅地	4,325
3	岐阜市河渡四丁目101番1、6	364.00	雑種地	8,895
4	岐阜市日野東六丁目2番14	229.34	宅地	5,037

2　入札参加の資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1)　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2)　本市の行った市有財産の売払いに関し、次のいずれかに該当すると認められる者で、当該事実があった日後2年を経過していないもの

①　公正な入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

②　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

③　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(3)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する本市の公有財産に関する事務に従事する者

(4)　岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当する者

3　申込みの受付期間、受付時間及び受付場所

(1)　受付期間　令和8年11月9日（月）から令和8年11月20日（金）まで
（土曜日、日曜日を除く。）

(2)　受付時間　午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3)　受付場所　岐阜市役所行政部管財課
（岐阜市司町40番地1　岐阜市役所庁舎3階）

4　申込みの方法

(1)　入札参加希望者は、申込期間内に次の必要書類等を、3(3)の受付場所へ持参により提出すること。

①　入札参加申込書

②　入札保証金

③　住民票（法人の場合は、商業登記簿謄本）

④　委任状（申込時に代理人が申込みをする場合）

⑤　誓約書（暴力団関係者に該当するか否かについての誓約書）

(2)　複数の売払物件について申込みを行う場合は、物件ごとに上記書類等一式を提出すること。

(3)　郵送、電話、ファックス、eメール等による申込みの受付は、行わない。

(4)　売払物件は、現況有姿での引渡しとする。そのため、必ず現地を事前に確認すること。なお、物件番号1について、建物内部をご覧になりたい方は行政部管財課まで事前にご連絡ください。

(5)　申込時には、運転免許証等の本人確認ができる書類を提示すること。

5　入札保証金の納付等

(1)　入札保証金は、各自入札予定金額の100分の3以上の額とし、入札参加申込時に本市が発行する納入通知書により納付するものとする。

(2)　入札保証金は、落札者決定後、落札者以外の入札参加者に対し、当該入札参加者が申込時に指定した口座に返還する。ただし、落札者に対しては、売買契約を締結する際に契約保証金に充当するものとする。

(3)　入札保証金には、利息を付さない。

6　入札の日時及び場所並びに方法

(1)　日時及び場所

①　入札日　　令和8年11月26日（木）

②　入札執行時間　　午前10時00分

※複数の物件で申込みがあった場合は、順番に入札を実施します。

③　入札場所　　岐阜市役所　10-2会議室

(2)　入札の方法

①　指定の時刻に、指定された場所へ入札書を提出すること。

②　代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

7　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札に参加する資格がない者が行った入札

(2)　入札保証金を納付せず、又はその金額に不足がある者が行った入札

(3)　1つの売払物件に対して2通以上の入札書を提出した入札

(4)　代理人による入札の場合において、委任状の提出のない入札

(5)　入札者又はその代理人が他の入札代理人となり行った入札

(6)　前各号に掲げるもののほか、市有財産（土地・建物）一般競争入札実施要領（令和8年10月2日決裁。以下「実施要領」という。）において無効とするもの

8　開札の方法

(1)　入札終了後、直ちに入札者の面前で開札する。

(2)　開札に出席しなかった場合は、その結果について異議を申し立てることはできない。

9　落札者の決定

(1)　開札の結果、本市の予定価格以上で最高の価格を入札した者をもって落札者と決定する。

ただし、上記の者が契約資格の確認を要する者である場合には、当該最高価格入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することとする。

なお、契約資格の確認を行った結果、当該最高価格入札者が行った入札が無効となった場合は、原則として次順位者を落札者と決定する。

(2)　落札となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札者にく

じを引かせ落札者を決定する。

なお、落札となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

10　契約に付す条件

(1)　落札者は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の事務所等、公序良俗に反する業等の用に供してはならない。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売払物件を第三者に貸してはならない。

(2)　上記の条件に違反した場合には、本市の定める金額を違約金として本市に支払わなければならない。

(3)　前2号に掲げるもの以外の条件については、実施要領による。

11　契約の締結等

(1)　落札者は、令和8年12月10日（木）までに契約を締結するものとする。

(2)　落札者が上記の期日までに契約を締結しない場合には、入札保証金は本市に帰属する。

(3)　落札者は、契約時に印鑑証明書を提出し、契約書の押印には実印を用いることとする。

12　売買代金等の支払方法

(1)　契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の額を本市が発行する納入通知書により納付し、残金を契約締結の日から20日以内に本市が発行する納入通知書により納入する。

(2)　納付期限までに売買代金の納付がない場合には、契約保証金は本市に帰属する。

13　その他

この公告に定める事項のほか、必要な事項は、実施要領に定めるところによる。